

令和6年度 第1回いじめ対策総点検の実施について

新潟県教育委員会では、いじめ対策の再構築を図り、「学校の組織力の強化」や「教員の意識改革」などの視点で各種取組を実施しています。その一環として、本校及び見附分校のいじめ対策の現状についての「いじめ対策総点検」が実施されました。内容及び指導内容は、以下のとおりです。

- 1 日 時 令和6年10月17日（木）14時から15時30分まで
- 2 場 所 県立月ヶ岡特別支援学校 校長室
- 3 参 会 者 県教育庁生徒指導課 真貝副参事、山田茂指導主事
県教育庁義務教育課 疋田指導主事
県立月ヶ岡特別支援学校 倉上校長、佐藤教頭、いじめ対策推進教員野口教諭
県立月ヶ岡特別支援学校見附分校 高橋教頭、いじめ対策推進教員我田教諭
- 4 内 容 （1）学校見学、授業参観
（2）書類点検、取組についての指導

5 指導内容

○学校の組織力の強化

日頃の子どもの様子を見取り、いじめが起きていないかどうかをつかむことが大切。いじめ総点検を始めて6年目。認知件数が増加している学校もある。引き続き、法令に則って全職員がいじめの現状を抱え込むことがないように情報共有し、組織的に対応すること。

○全職員の情報共有

被害を訴えた生徒からの聴き取り後に、いじめについて全職員で情報共有をすること。その方法として、グループウェアの閲覧板で共有することも可能。綴じられたシステムであるため、個人情報に関する内容の発信も可能となっている。

○いじめの1次判断

1次判断の日は管理職が認知と判断した日となる。校長が不在の場合、速やかにメールや電話等で指示をもらうこと。教師の抱え込みを防ぐことが大切。これぐらいのことと安易に判断しないように働き掛けること。日頃から先生方が悩みや相談を受けられるようにし、子どもが気持ちを発信できる場面を大切にする。

○スクールカウンセラー

いじめについて、スクールカウンセラーと情報共有を行うこと。スクールカウンセラーが会議に参加が難しいことから書面での参加とすることも可能。記録の様式にスクールカウンセラーの窓を設け、チェックを入れてもらうと良い。

○学校のいじめ防止基本方針の改訂について

生徒指導提要の改訂を踏まえて学校のいじめ防止基本方針を改訂すること。未然防止対策、発達指示的生徒指導について記載を確認。参考資料を後日生徒指導課からメールで送るので参考にする

○教員の意識改革と指導力・対応力の向上

「SOSの出し方の授業」の前に、ゲートキーパー研修を行うこと。また、SNS研修も実施

し、対応力向上に向けてアップデートをすること。新潟県いじめ対応総合マニュアルには、いじめ対応についての手順をフローチャートで細かく示してある。マニュアルを基に全職員で確認をすること。

○相談しやすい体制

生徒向けアンケートをGoogleフォームで実施しているところが増えている。紙に戻しているところもある。生徒がアンケートに慣れ過ぎてしまうケースもあるため、生徒に応じた取組が必要。面談日を事前に予定を入れてあることで見通しをもって相談できることもある。また、担任以外に相談できる体制づくりも進めると良い。

○保護者との連携

いじめ防止基本方針の内容を職員に周知するとともに、年度当初に保護者へ一斉メールで送信して基本方針の内容を理解してもらうことも良い。学校側のいじめに対する温度差を保護者が感じ取り、より深刻なトラブルになることがある。保護者対応は初動段階での対応が重要。丁寧な対応が望まれる。

○配付資料を活用した研修

特別支援学校編としてまとめた資料を活用して研修し、職員によるいじめの抱え込み、いじめの見逃しがないように努めること。